



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

228	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 1
229	保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 1
230	"	(")..... 2
231	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(")..... 2
232	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(")..... 2
233	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
234	"	(")..... 3
235	道路の供用開始	(")..... 4

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課)..... 4
--	-----------	----------------

告 示

和歌山県告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和4年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字近井103の2、103の3、104の2、104の3、105の2、107の41から107の43まで、107の45、107の47から107の50まで
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第229号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第230号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第231号

令和4年和歌山県告示第59号（以下「告示第59号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
栗林海蔵
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第59号のとおり

和歌山県告示第232号

令和4年和歌山県告示第65号（以下「告示第65号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
花田剛治
中井幸彦

中元加代
 中上親志
 中林孝一
 中林勇雄
 畑上正彦
 谷口楠五郎
 三浦亀藏
 下裕徳太郎
 柿原傳兵衛
 久野楠三郎
 坂田定右エ門
 山中勘兵衛
 山田與助
 上田惣右エ門
 前北楠市
 中林万藏
 田中儀兵衛
 平岩彦兵衛
 道上秀吉

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第65号のとおり

和歌山県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字伏羊字東沢 119番1地先から同町大字伏羊字 東沢121番1地先まで	旧	8.30 } 18.70	45.70	
同上	新	3.20 } 14.90	45.70	

和歌山県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下三栖字宮ノ後1116番5地先から同市下三栖字宮ノ後1116番5地先まで	旧	6.50 } 6.90	13.80	
同上	新	11.60 } 15.60	13.80	

和歌山県告示第235号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市下三栖字宮ノ後1116番5地先から同市下三栖字宮ノ後1116番5地先まで

供用開始の期日 令和4年2月22日

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和4年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画道路（3・5・6号駅前御菌橋線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県御坊市菌字茶免、中島
削除する部分
和歌山県御坊市御坊字西中筋
菌字新町

日高郡美浜町大字田井字中畑、西畑、番留

大字吉原字河ノ上、大松原、尾ノ上、前畑、西畑

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

御坊市都市建設課都市計画係

美浜町産業建設課

4 縦覧期間

令和4年2月25日から同年3月11日まで